

吉野川市下水道事業地方公営企業法適用支援業務提案仕様書

1 委託業務名

吉野川市下水道事業地方公営企業法適用支援業務

2 業務概要

本市が経営する地方公営企業のうち、地方公営企業法を適用していない公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業について、将来にわたり安定的に継続していくため、自らの経営・資産等を正確に把握できるよう平成30年4月1日から同法を適用し、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組む。

同法を適用するに当たっては、固定資産の調査・評価や公営企業会計への移行といった複数の分野にまたがる広範かつ高度な知識と経験が求められることから、専門的見地から助言や支援を行うこと。

3 業務予定期間

契約締結の日から平成30年3月31日まで

4 業務の対象となる資産及び規模

対象となる主な資産は、次のとおりである。

項 目	平成26年度末
管きょ延長（汚水） 公共下水道（鴨島中央処理区）	135.473km
管きょ延長（汚水） 特定環境保全公共下水道（川島処理区）	18.824km
管きょ延長（汚水） 特定環境保全公共下水道（川田処理区）	27.549km
管きょ延長（汚水） 農業集落排水（神後地区）	7.321km
管きょ延長（汚水） 農業集落排水（山崎南地区）	7.731km
管きょ延長（汚水） 農業集落排水（川田北地区）	9.345km
管きょ延長（雨水） 公共下水道（鴨島中央処理区）	2.701km
管きょ延長（雨水） 特定環境保全公共下水道（川田処理区）	1.447km
処理場（建物）	6か所
雨水ポンプ場（建物）	1か所
処理場（用地）	6か所
雨水ポンプ場（用地）	1か所
集会所（建物）	6か所
集会所（用地）	6か所

5 業務の対象となる主な資料

対象事業、施工年度によっては、廃棄したものがある。

- (1) 決算書及び附属資料
- (2) 予算書
- (3) 決算統計資料
- (4) 工事台帳
- (5) 設計図書
- (6) 完成図書
- (7) 下水道台帳及びデータ (Shape 形式)
- (8) 基盤地形図データ (1/500 Shape 形式)
- (9) 処理場等施設の整備に係る長寿命化計画
- (10) 補助金関係資料
- (11) 起債関係資料

6 資料の貸与等

本業務を遂行するに当たり、本市は必要に応じて資料を貸与する。受託者は、破損、紛失のないように取扱いに十分注意し、使用後は速やかに返却すること。また、外部への情報漏洩がないよう徹底した管理を実施するものであること。

公共下水道と平成26年度分特定環境公共下水道の管きよ、マンホール及び公共ますについては、上記5(7)下水道台帳のデータを固定資産台帳整備の基礎資料として活用するものとする。

同様に、終末処理場及びポンプ場の設備(マンホールポンプ設備を含む。)については、上記5(9)長寿命化計画のデータを資産台帳整備の基礎資料として活用するものとする。

なお、これらのデータには、取得価格や財源等は含まれていない。

7 業務内容

受託者は、本業務を遂行するに当たり、次に掲げる業務を行う。

- (1) 法適用基本方針の策定支援
 - ・ 関係部局との調整事項の整理
 - ・ 経営戦略の策定支援
 - ・ 法適用後の事務執行体制の検討
- (2) 固定資産台帳の整備(平成29年度取得分まで)
 - ・ 固定資産の取得価格の把握
 - ・ 固定資産の財源の把握
 - ・ 固定資産台帳への登録単位の設定
 - ・ 固定資産台帳への記載項目の設定
 - ・ 固定資産台帳システムの構築(※)
 - ・ 不明資産の取扱いの検討
 - ・ 減価償却の計算

(※) 固定資産台帳システムの構築

現在、本市が整備している公共下水道事業の地理情報システムと同等の機能を有すること。このシステムは、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業に構築するものとする。

- (3) 法適用・企業会計移行の支援
- ・勘定科目、予算科目の設定
 - ・予定開始貸借対照表作成の基礎資料
 - ・新予算の編成
 - ・打切決算
 - ・税務署への届出
 - ・総務省への報告
 - ・職員研修
 - ・条例、規則等の制定、改正の支援
 - ・出納取扱金融機関等の指定と告示の支援
- ※公営企業会計システムの構築は、別発注とする。

(4) その他

上に掲げる業務のほかに、下水道事業に地方公営企業法を適用する際に資する業務があれば、専門的な見地から必要な助言、支援を行うこと。

8 業務計画

受託者は、本業務の着手に当たり業務計画等必要な書類を作成し、本市と十分な打合せを行い、業務内容を十分に理解した後に着手するものとする。また、業務遂行中にあるは、本市は、受託者に対して進捗状況などの報告を求めることができるものとする。

9 成果品

本業務の成果品は次のとおりとするが、協議により変更する場合がある。

本業務における成果品は全て本市に帰属するものとし、受託者は本市の許可なく使用してはならない。

(1) 業務報告書	2部
(2) 固定資産調査・評価マニュアル	2部
(3) 固定資産一覧表	2部
(4) 財源内訳一覧表	2部
(5) 充当財源別長期前受金戻入額集計表	2部
(6) 受贈財産一覧表	2部
(7) 除却資産一覧表	2部
(8) 不明資産一覧表	2部
(9) 固定資産台帳システム及びデータ	一式
(10) 予算科目及び勘定科目一覧表の原案	2部
(11) 職員研修計画書	2部
(12) 打合せ記録簿	2部
(13) その他、本業務に附帯する資料等	2部
(14) 上記データ等を記録した電子媒体	一式

10 その他

(1) 守秘義務

本業務により知り得た情報等は、これを第三者に漏らしてはならない。

(2) 準拠する法令等

本業務は、この提案仕様書による他、関係法令及び本市例規類に準拠して実施するも

のとする。

(3) 再委託の禁止

受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、本市が認めた場合は、この限りではない。

(4) 疑義

この提案仕様書に記載されていない事項及びその内容の解釈に疑義が生じた場合は、本市と受託者が協議の上、定めることとする。